

ラウンドテーブル・2015

ニュースレター

2016. 2. 7

生・労働・運動ネット

富山市神通町 3-5-3

TEL 076-441-7843

FAX 076-444-6093

E-mail:jammers@net-jammers.net

「リベラル派」からの「改憲論」を考える ——「ラウンドテーブル・2015」第4回(2015/10/11) での論議を改めて振り返る

2015年10月11日(日)、「ラウンドテーブル・2015 『敗戦／戦後70年』：沖縄〈と〉私・たち——『応援』の〈と〉から『応答』の〈と〉へ」の第4回「歴史を巻き返す——私・たちの“安保闘争”の想像＝創造へ向けて その1：日米安保体制と『左』からの改憲論をめぐる」をもちました。第4回の集いでは、矢部宏治「日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか」を主なテキストとして、「日米安保」体制が戦後日本国家をどのように規定しているかや、「リベラル派」からの「改憲論」を軸に論議を行いました。以下、第4回の集いでの報告と「フリートーク」のアウトラインを紹介します。

I. 改めて『左』からの改憲論の可能性を考える——当日の報告から

1. 「日米安保」体制が法システムの頂点に

今日は、矢部宏治の「日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか」(2014年・集英社インターナショナル)を素材として、私が興味深く感じた箇所を紹介しながら、自分がこの間考えていることをお話ししたい。

まず、矢部宏治が、戦後日本国家の「対米従属」的な政治・社会構造を象徴するものだと言っているのが、「砂川事件」の最高裁判決(1959年)だ。米軍基地の拡張工事に反対する人々が基地への侵入を理由として逮捕された「砂川事件」の裁判では、在日米軍の存在が「憲法違反」か否かが問われていた。しかし、その最高裁判決では、「在日米軍の違憲性といった高度な政治的問題に関しては、最高裁は判断しない」という判断(「統治行為論」)を行って、「在日米軍の存在は違憲である」として無罪判決を下した第一審の「伊達判決」を破棄した。

本来であれば、「下位法」である国内法が一番下にあり、その上に「日米安保条約」といった外国との条約があり、さらにその上に「最高法規」としての憲法が法システムの頂点にあるという構図になるはずだ。しかし、「砂川判決」によって、憲法がそこから転がり落ちて、「安保法」体系が国内法よりも上位に置かれ

ることで、日本の官僚が国内法よりも、「地位協定」や「日米合同委員会」で交わされる「密約」といった「安保法」体系に忠節を誓うことになってしまっている。

2. 「左」からの「改憲論」は何を訴えているか

安倍のような「右派」が「押しつけ憲法」改正を唱える一方で、「左派」は「そうであっても私たち自身を選んだものだから、現行憲法を守ろう」という立場だ。それに対して、矢部は、「憲法をより良いものに変える」ことを提言している。憲法9条をそのまま保持するだけでは、先ほども述べた「統治行為論」によって「日米安保」体制に手が出せないために、結局、沖縄に米軍基地が駐留し続けることになるというのが、彼の主張だ。その上で、矢部は、現在の憲法9条第2項に代わって、「フィリピン憲法」のような「最低限の防衛力」と「外国の軍事基地の駐留禁止」という2つの規定をセットにした条文を設けることを提言している。

法哲学を専門とする法学者の井上達夫は、矢部のように憲法9条をどう変えるかというよりも、「国家安全保障の問題はそもそも憲法に書き込むようなことではなく、民主主義的な手続きによって決定すべき」という「9条削除論」を唱えている。そうした立場から、井上は、「安保法制」違憲論者に対して、「集団的自衛権は違憲だと言うならば、個別的自衛権だって違憲のはずであり、主張が首尾一貫していない」と厳しく批判している。また、井上は、「個別的自衛権」も認めない原則的な「護憲派」に対しても、「自衛隊が成立してから60年以上経つのに、その間、どこまで本気で自衛隊廃止運動を行ってきたのか」と批判の目を向けている。

矢部の主張のように、「最低限の防衛力」、つまり自衛隊の「合憲化」と「外国軍隊の駐留禁止」との2つをセットにするという発想は、多くの他の論者も共有するものであり、自民党の「壊憲」・「明文改憲」攻撃に対抗するために、彼のような方向での「改憲」論が、「リベラル派」から「左派」までもつなぐ「大同団結」のための結集軸になる可能性が全くないわけではない。そうなった時に、私・たちはどうするかが問われることになるだろうし、私自身も、相も変わらぬ「護憲論」に対して、矢部や井上のような論者があえて一石を投げようとしていることに共感する部分が全くないわけではない。

最近、清義明という人のブログに掲載されている「国会前の「敗北主義」」という文章を興味深く読んだ。その中で、彼は、「ファシズム」の正体とは、「ダンナの給料の上がり下がりに一喜一憂したり、ヤフーニュースを読んで単純な義侠心から韓国けしからん！と怒っていたり、3.11の後に自民党じゃなきゃやっぱりダメだと民主党から鞍替えしたりする人」ような「そこいらにいるオッサンオバサン有権者」だ、と言っている。「絶対的平和主義」の理念を否定するつもりはないが、率直に言って、少数の人たちの個人的な信念・信条のレベルを超えて、この国の大多数の人々がその理念を共有するというのが現実的にどこまでありうるのか、疑問だ。また、そのことが、清義明の言う「そこいらにいるオッサンオバサン」という「ファシスト」たちにきちんと通じるものにどうしたらなるかがよく分からない、という思いもある。そうした私の疑問や思いについては、この後、今日の参加者の皆さんとざっくばらんに論議していきたい。

II. 「フリートーク」での論議から

1. 「リベラル派」の「改憲論」に対する私・たちのスタンスは

- 矢部宏治や井上達夫が言うような、現行の憲法が守られていないから、それをもっと現実的なものに変えようという発想は、疑問だ。憲法というものは、そうした「実行可能性」のレベルを超えた規範性をもつと

同時に、それに照らして現実をどう変えていくかということに向けて人々を促していくものなのではないか。

- 憲法をどう変えるかということは、「裸」のままですらうした論議があるわけではなく、それに向けた運動的なプロセスを伴うようなことではないか。そうしたプロセスをどうするかを抜きにして、権力に対してもっと拘束性をもたせるために憲法の「実行可能性」を高める方向で「改憲」しようという井上や矢部の論議には、大きな疑問を感じる。
- 井上の主張だと、「平和的生存権」と国家の「安全保障」とが憲法の中に一緒にあるのはおかしいということになるが、英語で言うと二つとも同じ「セキュリティ (security)」という言葉だ。国家間の平和と個人が平和的に生きることとは、不可分のことのはずだが、彼の「憲法観」は狭すぎるのではないか。
- 「護憲派」の側も、憲法9条の理念を現実化することに向けたプロセスを進めていく「勢力」として登場してこなかったという意味で、9条を「お守り」のように抱え続けるだけでは不毛だ、という井上達夫のような「護憲派」への批判には反論できない。私・たちとしては、この間の安倍の攻撃に対して、「護憲」か「左」からの「改憲」かといったそれこそ「裸」の論議ではなく、それを武藤一羊さんがいうような「原理」対「原理」の闘いとして押し出すようなプロセスや「勢力」の形成をどうするかという〈問い〉として、矢部や井上のような論議を受け止めなおしたいと思う。

2. 「私的利害」に立ちきることが民衆にとっての「自立」

- 「60年安保闘争」の時代に、それこそ「そこいらにいるオッサンオバサン」たちが街頭に出てきたことをどう捉えるかという論議があり、それは大きく分けると、丸山真男と吉本隆明という二人の論者の主張に代表されるだろう。丸山真男は、「ここで初めて日本の民衆が『市民』として登場した」と言ったのだが、吉本隆明は、「彼ら・彼女らは、自らの『私的利害』に固執した」と言っていた。
- その時に吉本が「私的利害」と言ったのは、戦後15年かけて必死になってようやく手にした自分たちの生活を、「日米安保」改正という戦争の気配を感じさせるもので脅かされるのは許せない、ということだったように思う。吉本は、そのように普通の人々が自分の「私的利害」に固執することを価値として捉えることができるようになったことを、「戦後の日本社会で唯一守るべきものだ」として積極的に擁護した。憲法上の論議で言えば、それは「平和的生存権」ということになるだろうが、そうした「公的」な言葉では「60年安保闘争」で人々が街頭に押し寄せたときの実感をとりこぼしてしまうというのが、丸山のような発想に対する吉本の批判の根底にある。
- 普通の人々が「私的利害」に固執することが価値だということだが、今日の報告の最後の話に戻れば、それこそ、「生活保守主義」というか、自分の生活が成り立つためには、「他者」に対していくらかでも冷酷になったり、社会的な問題に無関心でいられるというのが、「そこいらにいるオッサンオバサン」という「ファシスト」と言うときの自分のイメージなのだが。
- そうした疑問にどこまで答えることになるのか分からないが、普通の人たちが「私的利害」を貫くことが価値だと吉本が言ったのは、自分の理解では、生まれ育って「生」を全うして死んでいくというような「日常」さえしっかりと成立していれば、人間はそれ以外に何も必要としないということではないか。そのよう

な意味で、人間が「日常性」の中で本当に自足して生きることができていれば、決して「ファシスト」にはならないはずだ。吉本は、「我々にとって、最大の課題は『自立』ということだ」と言っているが、「天皇制イデオロギー」に対して日本の庶民が庶民として「自立」することができなかったことが、戦時中、彼らが中国の民衆を虐殺することとして現れてしまったというのが、彼の分析だ。

- 「国会前デモ・抗議行動」で街頭を埋め尽くした人々の中には、そうした「日常性」の中で「生」を営むことが非常に困難な「プレカリアート」と呼ばれるような人たちが多数いたはずだ。しかし、彼ら／彼女らを直接行動に駆り立てた生々しい怒りや恐怖心は、「立憲主義を壊すな」、「これが民主主義だ」といった「公的」な言語によって、不可視にされてしまったように思う。「立憲主義」というのは、まさに国民国家を前提としたナショナル・デモクラシーの枠内での言語でしかない。「60年安保」の経験やその中での論議を想起するのであれば、現在、「プレカリアート」たちが、そうした「公的」な言葉で自分たちの思いを表現するしかないといういびつさを、きちんと問題にしなければいけないだろう。

3. 朝鮮半島の人々と日本の私・たちが「ピープル」同士としていかに出会うのか

- 「安保法制」反対運動の中で、「戦後70年間、日本人は戦争で一人も殺してこなかった」ということがよく言われている。そのような形で憲法9条が累積されているということに現れている価値としての「絶対的平和主義」を、この列島社会を創りなおしていく際の手がかりにしていきたいと思う。それは、間違いなく憲法9条に由来するものではあるが、それを憲法というレベルだけで考えることは間違いではないか。
- しかし、「戦後70年間、日本人は戦争で一人も殺してこなかった」というのは、非常に「一国主義」的な言い方であるし、「戦争にまきこまれなくてよかった」といった被害者意識から生まれる平和主義に聞こえてしまう。
- 「憲法9条にノーベル平和賞を」という運動があって、それは9条そのものというよりも、9条をもつ日本国民をノーベル平和賞の対象にしようというものだ。興味深いのは、そのことを韓国の人たちも呼びかけていることだが、それは、憲法9条の「絶対的平和主義」の理念が「一国主義」を超えていることを示唆しているように思う。
- それは、「一国主義」というよりも、むしろ、国民国家という枠組みをどこまで超えているかということだろう。そもそも、ノーベル平和賞自体が、国家間の不平等な力関係を問わずに、そうしたことの総和として国際社会が存在することを前提とするという意味で「コスモポリタニズム」的なものだが、「絶対的平和主義」の理念が朝鮮半島の人たちにとっても価値があると思えるからこそ、そういった動きがあるのではないか。
そこからさらに、朝鮮半島の民衆と日本の私・たちがいかに向き合えるのかというときに、初めて、そうした「コスモポリタニズム」を朝鮮半島の彼ら／彼女らとともに日本の私・たちが越えることになるだろうし、彼ら／彼女ら自身も現在の朝鮮半島で平和を創り出す主体になることが強く求められているはずだ。戦争責任の問題も、私・たちの側がそのような者同士としていかに彼ら／彼女らに向き合うかということの中で解いていくべきことのはずだ。そのようなことを可能とする「ピープル」がいかに生み出されるかということ、この後もぜひ考えていきたいと思う。